

(別 紙)

諮問番号：平成29年（処分）諮問第3号

答申番号：平成29年答申第4号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人A（以下「審査請求人」という。）が提起した処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）による審査請求人の子であるB（以下「申込児童」という。）を入所不承諾とする旨の処分についての平成29年2月21日付け審査請求を棄却することが適當であるという審査庁西宮市長（以下「審査庁」という。）の意見は、妥当である。

### 第2 事実の経過

- 1 平成28年10月28日、審査請求人は、処分庁に対し、申込児童について、保育所の転所申込みを行った。申込児童は平成〇年〇月〇日生まれで、平成28年度は〇〇〇〇の〇歳児クラスに入所していた。
- 2 転所申込みは、平成29年4月以後の〇歳児クラスへの転所希望についてのものであり、転所理由は、転居のため居住地が〇〇〇〇から遠くなり、送迎が困難になるからであった。転所を希望する施設は、第1希望は〇〇〇〇、第2希望は〇〇〇〇、第3希望は〇〇〇〇であった。
- 3 審査請求人は、申込児童の弟についても申込児童の転所希望に係るものと同じ希望施設及び希望順位とする利用申込みを行っており、申込児童の弟は、平成29年4月1日から〇〇〇〇の〇歳児クラスに入所内定した。
- 4 平成28年12月9日、審査請求人の妻から変更申請があり、きょうだい同時申込の場合の保育利用時期に係る希望について、「同時期に利用できる場合のみ希望」から「きょうだいのどちらが先でも利用を希望」に変更がなされたが、きょうだい同時申込の場合の保育利用先に係る希望については、「別施設でも希望」及び「希望順位が低くても同施設の利用を優先」で変更はなかった。
- 5 平成29年2月10日、処分庁は、審査請求人及び審査請求人の妻に対し、保育所等の転所を保留（不可）とする利用調整に関する処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 6 平成29年2月21日、審査請求人は、西宮市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張

審査請求人は、概ね、保護者である審査請求人及びその妻の就労状況から、申込児童が〇〇〇〇、申込児童の弟が〇〇〇〇にそれぞれ入所することとなると、著しい不利益を被ることになる旨主張し、本件処分の取消しを求めている。

## 2 審査庁の主張

審査庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却することが適当であるとしている。

(1) 西宮市においては、保育所等を利用しようとする児童の保護者からその申込書が提出されたときは、当該児童の保育の必要性の程度に応じて、利用者ごとに保育の必要度について指数（優先順位）づけを行い、その上で、施設・事業所ごとに当該申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設・事業所ごとに申請者の指数が高い方から順に利用者をあつせんすることとしており、処分庁においては、利用調整基準表及び調整指數を定め、これに基づいて申請者の指数づけを行っている。

(2) そこで、審査請求人の指數について検討すると、利用調整基準表及び調整指數に基づいて指數が決定されている。

また、審査請求人が主張する通勤時間や保育所への送迎時間・状況については、利用調整基準表及び調整指數において調整されるべき事項とはなっていない。

したがって、通勤時間及び送迎時間・状況については、指數として加算することはできないことから、処分庁の指數の判断について、違法又は不当な点はない。

(3) そして、平成29年4月1日付入所（転所）に関する利用調整（以下「本件利用調整」という。）において、審査請求人が転所を希望した保育所のうち、〇歳児クラスで入所可能な保育所は第3希望である〇〇〇〇のみであったが、当該保育所に入所が内定した最下位の児童の指數より申込児童の指數が低かったことから、審査請求人が希望する保育所については、いずれも入所することができないこととなる。

(4) 以上のとおり、処分庁による指數の決定及び利用調整については適正になされており、審査請求人が希望する保育所についてはいずれも入所することはできないことから、本件処分を行ったことについては、何ら違法又は不当な点はない。

(5) よって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却するとともに、原処分を維持することが適当である。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 2 理由

### (1) 本件処分の違法性又は不当性について

ア 保育所等への入所（転所）申込みがあった場合、児童福祉法（昭和22年法律第164号）附則第73条第1項の規定により読み替えられた同法第24条第3項の規定により、市は、保育所等の利用について利用調整を行うこととされており、西宮市においては、西宮市保育の利用に関する規則（平成26年西宮市規則第70号。以下「市規則」という。）を制定し、保育所等を利用しようとする児童の保護者からその申込書が提出されたときは、当該児童の保育の必要性の程度に応じて、市長が別に定める基準に基づき保育所等の利用の調整を行い、その結果を利用調整結果通知書（以下「結果通知書」という。）により通知することとしている（市規則第4条）。

また、利用調整については児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（平成27年2月3日付府政共生第98号・雇児発0203第3号。以下「取扱通知」という。）によることとしており、取扱通知において、利用調整は、利用者ごとに保育の必要度について指数（優先順位）づけを行い、その上で、施設・事業所ごとに当該申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設・事業所ごとに申請者の指数が高い方から順に利用者をあつせんすることとしている。

処分庁においては、市規則第4条の規定及び取扱通知を受けて、利用調整基準表及び調整指数を定め、これに基づいて申請者の指数づけを行っている。

イ そこで、審査請求人の指数について検討すると、基準指数は、審査請求人及び審査請求人の妻がいずれも「1日8時間以上の就労」であり、かつ、就労日数が週5日以上であることから、それぞれ90点となり、その合計は180点であり、調整指数は、申込児童の属する世帯が「兄弟姉妹で同時に利用申込をしており、同じ保育施設の利用を希望する場合」に該当するため、10点である。

よって、基準指数と調整指数の合計は、190点である。

この点、審査請求人は、申込児童が○○○○、申込児童の弟が○○○○にそれぞれ入所することとなった場合において、それぞれの保育所への送迎時間を考慮すると、出勤時刻に間に合わず、遅刻が複数回続くことにより解雇通告を受けることも考えなくてはならず、また、勤務先で残業になれば、所定の送迎時刻に間に合わず、その都度超過料金を支払わなければならぬこととなり、著しい不利益を被ることになると主張し、また、審査請求人の職務は専門的知識を必要とするものであり、審査請求人の代わりとなる者がおらず、一方で、審査請求人の妻は運転技術が未熟であることから、同人が自家用自動車により送迎を行うことも困難な状況であると主張する。

しかし、上記通勤時間や保育所への送迎時間・状況については、利用調整基準表及び調整指標において調整されるべき事項とはなっていない。

したがって、通勤時間及び送迎時間・状況については、指標として加算することはできないことから、処分庁が指標を190点と判断したことについて、違法又は不当な点はない。

ウ そして、本件利用調整において、審査請求人が転所を希望した保育所のうち、〇歳児クラスで入所可能な保育所は第3希望である〇〇〇〇のみであったが、当該保育所に入所が内定した最下位の児童の指標が〇〇〇点であり、申込児童の指標がこれよりも低かったことから、審査請求人が希望する保育所については、いずれも入所することができないこととなる。

エ 以上のとおり、処分庁による指標の決定及び利用調整については適正になされており、審査請求人が希望する保育所についてはいずれも入所することはできないことから、本件処分を行ったことについては、何ら違法又は不当な点はない。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 審査請求人の主張について

審査請求人は、保護者である審査請求人及びその妻の就労状況から、申込児童が〇〇〇〇、申込児童の弟が〇〇〇〇にそれぞれ入所することとなると、著しい不利益を被ることになるとして、本件処分の取消しを求めて本件審査請求をしたことが認められる。

### 2 本件処分の違法性又は不当性について

(1) 保育所等への入所（転所） 申込みがあった場合、児童福祉法附則第73条第1項の規定により読み替えられた同法第24条第3項の規定により、市は、保育所等の利用について利用調整を行うこととされており、西宮市においては、市規則を制定し、保育所等を利用しようとする児童の保護者からその申込書が提出されたときは、当該児童の保育の必要性の程度に応じて、市長が別に定める基準に基づき保育所等の利用の調整を行い、その結果を結果通知書により通知することとしている（市規則第4条）。

また、利用調整については取扱通知によることとしており、取扱通知において、利用調整は、利用者ごとに保育の必要度について指標（優先順位）づけを行い、その上で、施設・事業所ごとに当該申請者の指標と利用希望順位を踏まえ、施設・事業所ごとに申請者の指標が高い方から順に利用者をあっせんすることとしている。

処分庁においては、市規則第4条の規定及び取扱通知を受けて、西宮市保育の利用の調整等に関する要綱で利用調整基準表及び調整指標を定め、これに基づい

て申請者の指指数を行っている。

(2) そこで、審査請求人の指指数について検討すると、基準指指数は、審査請求人及び審査請求人の妻がいずれも「1日8時間以上の就労」であり、かつ、就労日数が週5日以上であることから、それぞれ90点となり、その合計は180点であり、調整指指数は、申込児童の属する世帯が「兄弟姉妹で同時に利用申込をしており、同じ保育施設の利用を希望する場合」に該当するため、10点である。

よって、基準指指数と調整指指数の合計は、190点である。

この点、審査請求人は、申込児童が○○○○、申込児童の弟が○○○○にそれぞれ入所することとなった場合において、それぞれの保育所への送迎時間によって著しい不利益が生じ、審査請求人の妻が自家用自動車により送迎を行うことも困難な状況であると主張する。

しかし、上記通勤時間や保育所への送迎時間・状況については、利用調整基準表及び調整指指数において調整されるべき事項とはなっていない。

したがって、通勤時間及び送迎時間・状況については、指指数として加算することはできないことから、処分庁が指指数を190点と判断したことについて、違法又は不当な点はない。

(3) そして、本件利用調整において、審査請求人が転所を希望した保育所のうち、○歳児クラスで入所可能な保育所は第3希望である○○○○のみであったが、当該保育所に入所が内定した最下位の児童の指指数が○○○点であり、申込児童の指指数がこれよりも低かったことから、審査請求人が希望する保育所については、いずれも入所することができないこととなる。

(4) 以上のとおり、処分庁による指指数の決定及び利用調整については適正になされており、審査請求人が希望する保育所についてはいずれも入所することはできないことから、審理員意見書のとおり、本件処分を行ったことについては、何ら違法又は不当な点ないと認められる。

### 3 まとめ

よって、本件処分に何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求を棄却することが適当であるという審査庁の意見は妥当であると判断する。

## 第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年　月　日	審　査　会	経　　過
-------	-------	------

平成29年6月6日	—	諮問書を受理
平成29年6月20日	第10回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
平成29年7月28日	第11回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
平成29年9月4日	第12回審査会	諮問内容の検討及び答申案の審議
平成29年9月22日	—	答申

西宮市行政不服審査会

会長 藤本久俊  
 委員 近藤剛史  
 委員 前田雅子